

令和5年度公共工事の施工体制に関する全国一斉点検結果（総括）

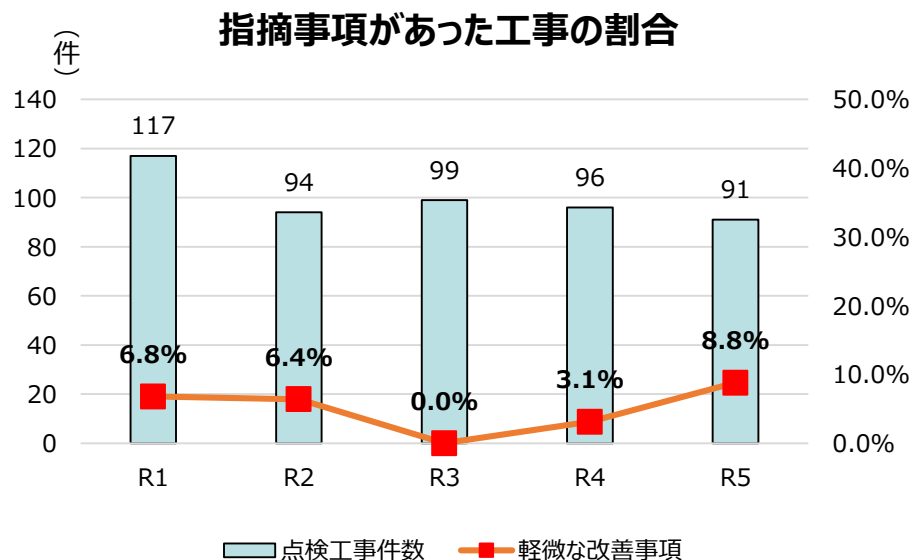
北海道開発局において、点検対象（基準日：令和5年10月18日）に稼働中の工事1,282件のうち、**91件（7.1%）**を点検。

点検の結果、**明らかな建設業法違反で許可部局への通知が必要な工事はなかった。**
 しかし、**書類の不備などの軽微な指摘事項はあった。**

点検結果の傾向

点検工事件数91件のうち、軽微な指摘事項は**8件（8.8%）**で下請契約で**建設機械費等が明記されておらず、点検時に指導を受けた。**

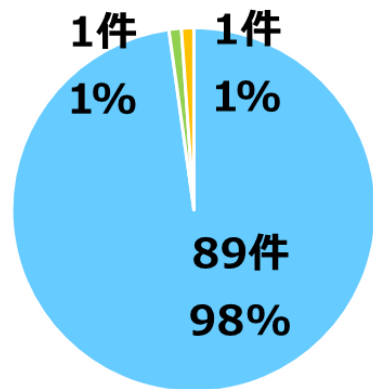
下請との工事契約内容の不備は、全国的にも多い傾向にある。



点検(1) 監理技術者等の配置に関する点検

監理技術者資格者証の提示、JVの場合の配置技術者の資格要件など監理技術者や主任技術者、専門技術者の設置において、**明らかな建設業法違反で許可部局への通知が必要な工事は該当がなかった。**

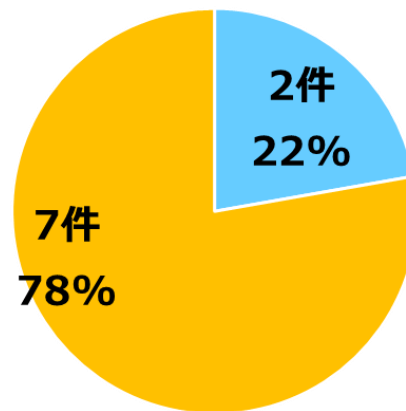
(1) 監理技術者資格



- 監理技術者資格者証(講習修了証含む)を携行し、元請や構成会社に所属していることが確認できる。(監理技術者資格者証の交付から5年間有効)
- 技士補が専任され、かつ、技士補の資格を確認できる。
- 主任技術者のみの配置のため対象外

(2) 元請負人がJVの幹事会社以外の

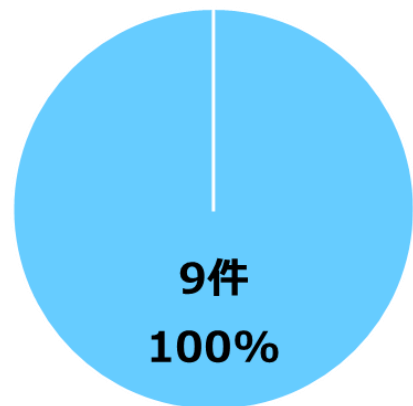
配置技術者の資格



- 建設業法第7条 第2号 イ(指定学科卒業後の実務経験)に該当する者
- 建設業法第7条 第2号 八に定める国家資格に該当する者

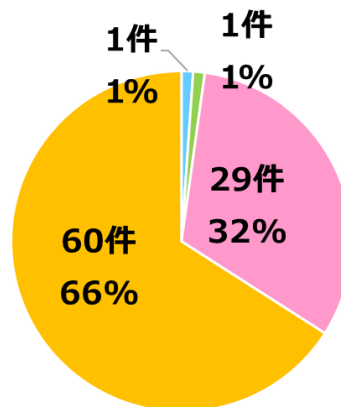
全ての点検項目で改善事項なし

(3) 元請負人がJVの幹事会社以外の主任技術者または、監理技術者の専任



- 主任技術者及び監理技術者を専任すべき工事で、従前通りどちらかを専任している

(4) 専門技術者の設置



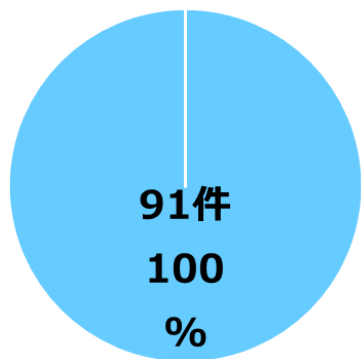
- 元請として配置する一式工場の主任技術者又は監理技術者が、その専門工事に関する主任技術者の資格を有しているため、その者が専門技術者も兼ねている。
- 元請として配置する一式工場の主任技術者又は監理技術者とは別に、同じ会社の中でその専門工事に関する主任技術者の資格を持っている者を専門技術者として配置している。
- その専門工事について建設業の許可を受けている専門工事業者に下請けしている。
- 専門工事が含まれていない、または、土木工事業や建築工事業の建設業者が、元請として一式工事を施工しない場合(電気工事等)。(対象外)

点検(2)下請契約に関する点検

下請負人の建設業許可においては、点検した全ての対象工事で適正であったが当初契約、変更契約時における明確な工事内容での下請契約に関する点検においては、一部工事にて、**指摘事項が確認された。**

(1) 下請負人の建設業許可

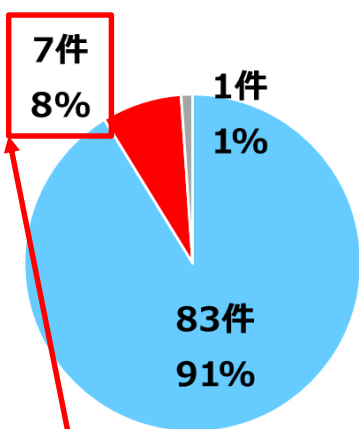
- 全ての下請負人の建設業許可が適切（業種や有効期間）であることが確認できる。



(2) 下請契約（当初契約及び変更契約）

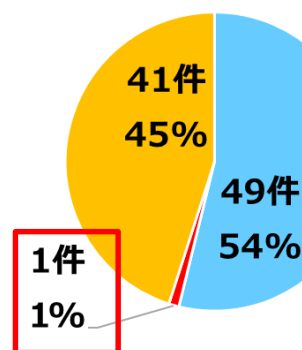
明確な工事内容での下請契約（当初契約）

- 全ての下請契約で契約書等に、契約工種、工事数量が記載され、建設機械費及び材料費が含まれているか明記されていることが確認できる。
- 一部の下請契約で契約書等に、契約工種、工事数量が記載されているが、建設機械費又は材料費が含まれているかどうか明記されていない。
- 対象外（注文者が建設機械及び材料を支給しているため。）



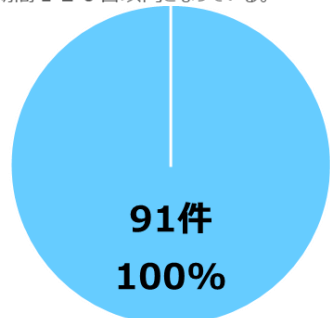
明確な工事内容での下請契約（変更契約）

- 追加工事や内容変更があった場合、契約書等により相互に署名又は記名押印している変更契約書等が確認できる。
- 追加工事や内容変更があった場合、契約書等により相互に署名又は記名押印している変更契約書等が確認できない。
- 対象外（追加工事や内容変更に該当しない等、変更契約の必要が無い場合）



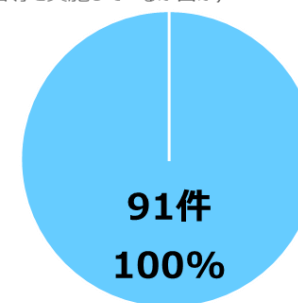
(3) 下請代金の適切な支払い

- 全ての下請契約書で、請負代金の支払い方法が記載され、その内訳が労務費相当分を現金払いとし、残りが手形期間120日以内となっている。



(4) 一括下請負（丸投げ）の禁止

- 元請または下請が果たすべき役割が果たされていることが確認できる。
（施工計画の作成、工程・品質・安全管理等や技術的指導を実施しているか否か）



指摘事項の大多数(6件)が建設機械費を明記しておらず、認識はしているが記載漏れ、元請下請の相互理解として不明記と回答し、指導を受けた。

施工体制台帳については、点検した全ての工事で作成されていた。

記載内容や、添付書類に不備がある工事はなかった。

建設業許可票の掲示については、点検した全ての工事において、発注者から直接請け負った工事であり、元請負人の建設業許可の掲示が確認できた。

- (1) 施工体制の的確な把握
- (2) 施工体制台帳の作成範囲
- (3) 記載内容と添付書類
 - ・建設工事従事者の氏名等（作業員名簿）
- (4) 施工体制台帳の記載事項及び再下請通知を行う事項の追加
 - ・監理技術者を補佐する者について、氏名及び保有資格
- (5) 再下請通知書
- (6) 施工体系図の掲示
- (7) 建設業許可票の掲示
 - ・発注者から直接請け負った工事であり、元請負人の建設業許可の掲示が確認できる。

全ての点検項目で
改善事項なし

監理技術者補佐の配置、作業員名簿の作成義務、建設業許可証掲示義務の緩和などの建設業法の改正に伴い、施工体制台帳についても上記赤字部分のとおり点検内容がR2年度に更新されているが、不備等がある工事はなかった。

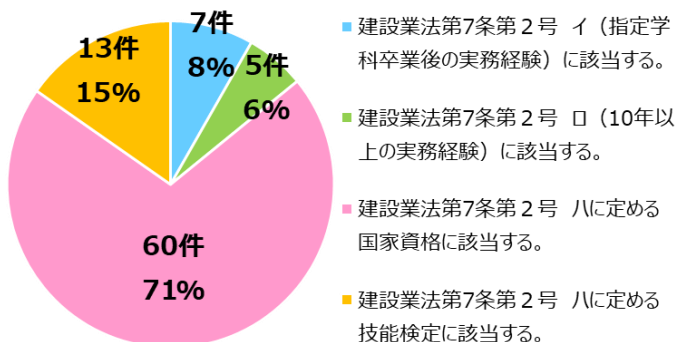
点検(4)下請負人の点検

下請負人の主任技術者の資格では、点検した**全ての工事**で**適正な資格を保有した技術者が専任**されていた。

契約に関する元請負人と下請負人の取引の適正化では、点検した**全ての工事**で**建設業法違反に該当する工事はなかった**。

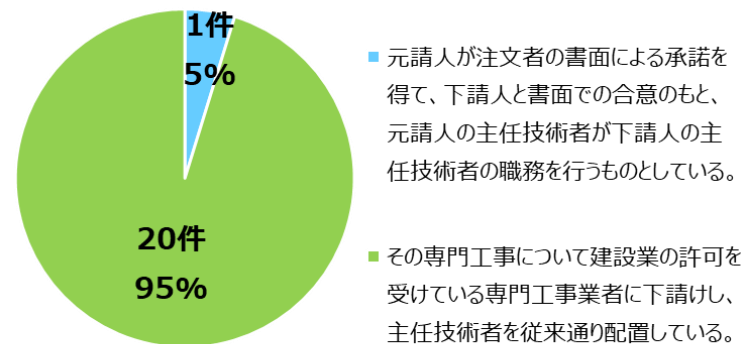
資器材に関する取引の適正化においても、**建設業法違反に該当する工事はなかった**。

(1) 技術者の資格



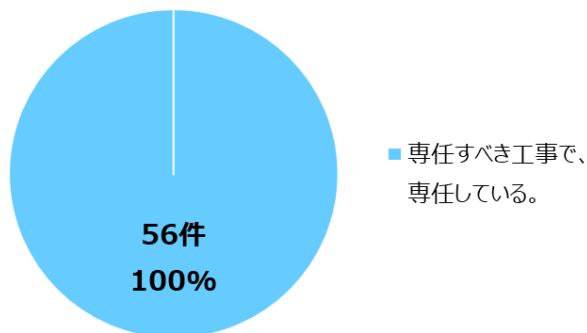
(2) 下請負人の主任技術者の専任

(特定専門工事)



(3) 下請負人の主任技術者の専任

(特定専門工事以外)



(4) 取引の適正化 (契約) …違反無し

(5) 取引の適正化 (資機材) …違反無し

全ての点検項目で
改善事項なし